

第6期長野市障害福祉計画・第2期長野市障害児福祉計画素案に対する意見・提案について（障害者福祉専門分科会意見集約）

第1章 計画策定に当たって（P73～P94）

ページ	内容	提案者	市の考え方
P73	「第5期・第1期との比較等、成果目標及び量の見込み等を設定するにあたっての根拠となる基礎的データを…」と書かれているが、「実績値の比較」のみでなく、その実績値の考察とその考察・評価に基づいた見込み量、つまり「根拠」が見えてこないような気がします。このような計画にはそこまで述べる必要はないのでしょうか？	委員	第5期・第1期の実績値のうち、成果目標に対する考察や評価はP91「5前期計画における成果目標の達成状況」には評価や考察を入れています。
P75	<p>基本理念</p> <p>福祉計画の実施主体である長野市は、この計画に主体的、積極的に取り組む姿勢を、もう少し出すべきではないかと思う箇所や意味がわかりづらい箇所があるため、以下の変更を提案。</p> <p>（2）「身近な実施主体による一元的な障害福祉サービスの実施」について</p> <p>○ 一元的の前に、この項目に必要と思われる「障害種別によらない」を入れ「障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施」に変更を提案。</p> <p>○ その下の1行目から</p> <p>障害者等が・・・と障害者を「等」でひとくくりしているため、後半の「また、発達障害者・・・」以降の説明が、わかりづらいため、次のような変更を提案。</p> <p>「障害福祉サービスの対象となる障害者の範囲を、身体障害者、知的障害者及び精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害</p>	委員	<p>（2）ご指摘の部分に加え、「身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施」に変更します。</p> <p>○ご指摘を踏まえて、素案のとおり修正します。</p>

	<p>者を含む)並びに難病患者等であって18歳以上の者並びに障害児とし、引き続き障害福祉サービスの充実を図ります。」に変更</p> <p>(3) 地域生活への移行・継続の支援・就労支援等の課題に対応したサービスの提供</p> <p>○「提供」ではなく「提供体制の整備」に変更を提案。</p> <p>○1行目 「入所等」を「(入所施設、精神科病院等)」からの地生活移行に変更</p> <p>○4行目 「地域の社会資源を最大限に活用します」を、「社会資源を最大限に活用し、個々の課題に対応したサービス提供体制の整備を進めます」に変更。</p> <p>○「また、今後、障害者の重度化・・・を見据えた」以降を「見据えて、地域での生活を自分らしく安心して送れるよう、様々な支援策をさらに充実させ中長期的視点に立った継続した支援を行います。」に変更。</p> <p>○さらに以降、「精神科病床…意向を進めるにあたり」を「……地域生活への移行を進めるに当たっては、精神科病院や一部の地域生活支援事業所による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉・・・取り組みの推進が必要です。これらを踏まえ、精神障害者が、地域で安心して自分らしく暮らしができるよう、精神障害者にも対応した地域包括ケアの構築を進めます。」を追加</p> <p>(4) 地域共生社会の実現に向けた取組</p> <p>記載されている内容に、「引き続き、地域住民と」とありますが、現在どのような取り組みを行っているのかを具体的に教え</p>		<p>○ご指摘のとおり変更します。</p> <p>○「入所施設や精神科病院等からの」に変更します。</p> <p>○ご指摘のとおり変更します。</p> <p>○ご指摘のとおり変更します。</p> <p>○ご指摘を踏まえて、素案のとおり修正します。</p> <p>「地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくり」としては、長野市が進めてきた都市内分権として、</p>
--	---	--	--

	<p>てください。</p>		<p>各地区住民自治協議会による地域づくりが、具体的な取り組みとして挙げられます。</p>
P76	<p>「2 計画の基本理念（5）障害児の健やかな育成のための発達支援」について</p> <p><意見></p> <p>障害児は、障害の解った時点で、出来るだけ早い時期からの専門的な障害教育が必要であると言われていいます。</p> <p>幼稚園、保育園の学齢以前の未就学齢からの早期教育の受けられる教育環境の整備の大切さを提言いたします。</p> <p>障害児が、住み慣れた地域の中での健やかな育成が享受できる包容力のある、地域社会の構築を切望します。</p>	委員	<p>ご意見のとおり、早い段階からの対応が大切と考えていますので、児童発達支援や放課後等デイサービス、保育園訪問等、必要な支援が必要な場所で受けられるよう、取り組みます。</p>
P87	<p>4 サービス等の利用ニーズについて</p> <p>ア 当事者家族が日常生活で困っているニーズをより詳しく知り、計画に反映させるために調査を実施して頂きたい。P87～89では、大まかすぎて詳細はわからない。</p> <p>平成29年度で長野県が障害者に調査した「長野県障がいのある人の実態調査」の報告によると、「障がいがあることで困ったり嫌な思いをしたことがありますか」</p> <p>「それはどんな場ですか」「どんな時に感じたか」など障害者の権利や差別に関するアンケートも行っている。</p> <p>また、「現在の悩みごと」やその相談先、「社会参加をする上で妨げになっていること」など当事者の生きづらさに加え、社会的障壁についての設問もある。福祉サービスの立案もまず本人のニーズ・生きづらさや、社会的障壁についての本人の困りごと、どんなサービスがあると</p>	委員	<p>ア 今回の計画策定のためのアンケート調査については、アンケートの質問内容や精度など、沢山のご指摘をいただきましたが、回答内容で主だったもののみ、P87～P89で触れさせていただいています。調査方法や調査内容についていただいたご意見は、反省点として、次回以降のアンケート作成の際に活かしていきたいと思えます。</p>

	<p>良いのか把握する、きめ細やかな実態調査をして頂きたい。障害者差別禁止法について知らない当事者（知っている当事者は2割）が8割の現実。行政も民間も当事者の生きづらさの軽減のためのサービスを考えて頂けると有難い。それには当事者のニーズ・声をきくこと、合理的配慮について、行政、自立支援協議会で知り、周知して頂きたい。</p> <p>イ 対人関係への相談支援の在り方は、ひきこもりの方や就労の場面、あらゆる面で必要である。家族会、自立支援協議会、医療関係者、行政、当事者等による多職種チームによる地域包括ケアシステム構築は重要である。当事者会としてもケア会議や、様々な場面、普及啓発などでも、体験を元にお役に立てたらよいと考える。数年前には障害福祉計画には「ピアサポート」の文言があったが、その後消えたので、今後は活用して頂ければ幸いです。</p> <p>当事者も当法人（ポプラの会）の事業、長野市精神障害者地域移行、地域生活支援事業でピアサポーター養成講座を行っている。学びながら実力をつけ、見識を広げてピアサポートすることで、自身のリカバリーのみならず、皆さまのニーズに少しでも応えたい。関係者と協議し、アクトなども長野で実現し家族の支援も望む。</p>		<p>イ ご意見をいただいた地域包括ケアシステムの構築については、P92から言及しているとおおり、長野市は関係者による協議の場が未設置であるため、設置に向けて取り組んでいかなければならないところです。また、ピアサポートについては、精神障害者を対象としてピアサポーターによる相談支援やピアサポーターの養成は実施していただいているところです。</p> <p>なお、福祉計画への掲載についてですが、「発達障害者等に対する支援」という枠の中で、ピアサポートの推進について、「ピアサポート活動への参加人数」を活動指標として掲載をするよう、国や県から一旦指示が出ましたが、発達障害に限定して実施しているものではないため、掲載について県に照会し、県でも検討中とのことで保留となっています。</p>
P89	65歳を超えることにより障害手帳…年齢に関係なく需給（受給）…とあるが、一律に移行してはいないはずだが？	委員	年齢による障害福祉サービスから介護保険制度への移行については、制度上年齢により介護保険制度を優先することになっています。ただし、サービス事業所が変わることにより

			安定しないサービス利用者もいることから、運用上、考慮している場合があります。なお、ご指摘の文面については、アンケートの自由記載に書かれていたご意見ですので、このまま掲載します。
--	--	--	--

第2章 成果目標及び活動指標（P95～P106）

ページ	内容	提案者	市の考え方
P96	施設入所者数 1.6%以上削減とあるが、P85 特別支援学級の児童生徒数が増加しているのに可能な数字なのか疑問に思われる。	委員	対象者の人数が増加していくことが予想されるところで、大変難しい状況ではあると考えています。実際、国の指針でも第5期計画では2%としていたところ、実績値を鑑みて、1.6%に下げられたものです。地域での生活を希望される方には、一人でも多く、地域移行していただけるよう、体制づくりに取り組みます。
P100	（4）【本市の目標】 就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、同B型事業から一般就労への移行者数が目標値とされていますが、本目標（福祉施設から一般就労への移行）を達成するためには「就労移行支援事業」が活用され、機能することが重要と考えます。目標達成ができなかった場合は、各就労移行支援事業所の取組や状況を確認し、対応策を検討、実行していくことを要望します。	委員	第6期計画から、新たに就労継続支援A型、就労継続支援B型から一般就労への移行者数を目標値として定めることになりました。特に、就労継続支援B型については、一般就労が難しい方が利用されているサービスですので、B型から一般就労への移行はなかなか難しい状況ではありますが、毎年度の実績を見ながら、取り組み状況の評価と検証を行い、目標値の達成に向けて取り組みます。
P101	本市の目標の令和5年度の目標値の%の数字が理解できないので教えてほしい。	委員	目標値が間違っていたため、修正します。 ① 就労定着支援事業の利用者数の令和5年度の見込みをそのまま入れてしまっていたため、P100②就労移行支援事業における一般就労への移行者数の令和5年度目標値としている「55人」の70%以上にあたる人数に修正

			② 事業所数の増を見込まずに算出していたため、令和5年度の事業所見込み数 14 事業所のうち 70%以上にあたる 10 事業所に修正
P105	<p>「相談支援体制の充実・強化等」</p> <p>* 令和5年度目標値の根拠は？</p> <p>* 「本市の目標」…「その他の地域の相談機関との連携強化として、市内の地域包括支援センターや保健センター、各地区の民生委員との連携を図ります」…具体的にどのように連携を強化するのか？</p> <p>* 「方策」…障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的。専門的な相談支援を実施します」…とあるが、そのためにはどのよ</p>	委員	<p>* 【専門的な指導・助言件数 5,000 件】</p> <p>令和元年度の相談件数約 17,000 件のうち、一般相談を除く件数実績値 4,000 件から導き出した件数</p> <p>【人材育成の支援件数】</p> <p>現在 33 箇所ある相談支援事業所に対し、年 1 回訪問による人材育成を行うことを目指し、33 箇所×1 件で 33 件</p> <p>【地域の相談貴課との連携強化の取組の実施回数】</p> <p>まずは現在 20 箇所ある市内の地域包括センターとの連携強化の取組を行うことを目指し、20 箇所×1 回で 20 回</p> <p>* 保健センターについては、現状、個別の相談案件について、支援会議の場で連携を図っていて、今後も継続します。また、地域包括支援センターについては、新たな取り組みとして各センターを訪問し、地域的な課題や具体的な相談案件について、協議を行います。この他、民生児童委員については、現状、障害福祉に関する講座の開講依頼を受ける形で、つながりがありますが、今後は地域の身近な相談窓口となっていることから、情報共有をする場を持つ等検討します。</p> <p>* 相談支援専門員のスキルアップと情報共有が重要と考えていて、基幹相談支援センターによる、専門的な指導や助言</p>

	うな事が必要で具体的にどのような方策を考えているのか？		を行います。
--	-----------------------------	--	--------

第3章 サービス見込み量（P107～P130）

ページ	内容	提案者	市の考え方
P112	<p>【見込み量確保の方策】</p> <p>障害者が働きやすい環境の構築を図るためには、ジョブコーチの養成確保だけでなく、すでに活動をしているジョブコーチの活用を促していくことも必要と考えます。ジョブコーチと協働して利用者の定着支援を行い、就労移行支援事業等の職員が支援ノウハウを得ることで、量（数値目標）だけでなく、質の向上を図ることができると考えられます。</p>	委員	ご意見を踏まえ、確保の方策に記述を追加、変更します。
P112 P119	<p>第3章 サービス見込み量</p> <p>2（3）就労移行支援、3（1）共同生活援の令和5年度の事業所数見込みが少なすぎではないか。地域移行を進めるためにもグループホームーブホームが必要であり、現在グループホームの不足により地域移行が進まない現状もある。どのような根拠で見込んだのか。</p>	委員	<p>2（3）就労移行支援事業の事業所数については、利用の見込みからも現在の事業所数を維持し、利用につながるよう周知することや、就労移行支援の質を高めていくことが重要と考えています。</p> <p>3（1）共同生活援助事業については、グループホームの利用者数の見込み量について、これまでの利用者数の伸び率と目標値に対する実績値から導き出し、見込んだ住居数がありますので、実績値、目標値とも住居数に変更します。</p>
P114	<p>就労継続支援 確保の方策の3つ目「賃金（A型）工賃（B型）の引き上げにつながる生産活動の充実」について、記載のとおりお願いします。（要望）</p>	委員	記載のとおり取り組みます。
P118	<p>（8）自立援助 見込み量の確保の方策 グループホームから自宅や一般のアパート…期待されており、地域移行を進める…</p>	委員	素案のとおり修正します。

	GHからアパートが地域移行と読み取れる		
P119	グループホーム 確保の方策の一つ目「ニーズが高いサービスと なっています。」との記載は、方策の文章になっていないのでは ないか。	委員	素案のとおり修正します。
P120	施設入所支援 地域移行が進み利用者数が減少しています。真に 入所が必要な方が利用できるように、待機者がいる場合の関係機 関の連携について、市でも配慮をお願いします。(要望)	委員	個々の障害者を支援する中で、待機者がいる場合は、施設入 所につながるよう、配慮します。
P124	(1) 児童発達支援 「見込み量確保の方策」…ニーズは年々高まってきている。増加 に対する対応はどのように考えているのか?	委員	児童発達支援の提供事業所の協力を得ながら、必要とされる サービスの提供体制を確保します。
P125	(2) 放課後等デイサービス 「見込み量確保の方策」 学齢期に通える放課後等デイサービスの受け入れ先が足りて いない…実際にどの程度足りていないのか? *「放課後等デイサービスの質的な保障」はどの部署が支援する のでしょうか? *学校と放課後等デイサービスなどの地域における児童発達支 援の連携を促進するための方策についてどのように進めていく のかお聞きしたい。例えば、双方の困りごとや課題などを共有し、 支援につなげる方法などについて。(ICTの利用など)	委員	アンケートの回答を掲載したもので、実際の不足数について は把握出来ていません。 *障害福祉課が支援します。 *現状で、個別の児童に対し、支援方法を検討するケア会議 の場で、学校の先生と放課後等デイサービスの支援者が同席 して、課題を共有しながら、支援を進めています。
P126	「5 障害児通所支援・相談支援 (3) 保育所等訪問支援」に ついて <意見> 障害児が、住み慣れた地域の中で、健常児と共に健やかに育成 していけるための社会環境の整備の提言は、前段で述べました	委員	基本計画の中に盛り込んでいます。

	<p>が、この中で最も大切なのは、一人一人の児童が、その障害の特性毎に、専門的な障害対応のケアを十分に享受できる環境を保障される事であると考えます。</p> <p>そのためには、市の専門機関・組織だけによる対応ではなく、県の専門機関・組織との十分な連携に基づく対応が最も大切と考えます。</p> <p>障害児が、地域の中で共に健やかに育成していけるための「インクルーシブ保育」の理念は、障害児の人権享受の保障のためのものであって、保護者の都合とか、保育の組織の都合のために語られることは、決してあってはなりません。</p> <p>今回の「福祉計画」に於いては、「インクルーシブ保育」・「インクルーシブ教育」の理念が初めて盛り込まれました。この「理念」が、市民の間に正しく理解されるための工夫を今回の「福祉計画」の中に盛り込んで頂きたいです。</p>		
--	--	--	--

第4章 地域生活支援事業（P131～P143）

ページ	内容	提案者	市の考え方
P133	<p>（2）自発的活動支援の中3行目の終わりからの文章が障害者やその家族、地域住民等に対し障害…補助金とあるが、この書き方であると障害者やその家族に支給になるのかと読み取れる。団体の構成員でなくても個人に支給と読み取れるが如何か</p>	委員	<p>国の地域生活支援事業の要綱にある「自発的活動支援事業」についての文章をそのまま掲載してしまいましたが、実際に長野市では「障害者団体社会活動事業補助金」として団体に交付していますので、素案のとおり修正します。</p>
P134	<p>相談支援事業 「11→2箇所、7→1箇所」にする理由を一言記載した方がいいのではないか。</p>	委員	<p>これまで11箇所設置していた相談支援センターを、北部と南部の2箇所に集約し、相談支援体制の連携強化を図るため、素案のとおり、説明文を追加します。</p> <p>基幹相談支援センターについては、令和3年度からの開設を</p>

			予定していましたが、延期となりましたので、目標事業量を修正すると共に、説明文を追加します。
P139	移動支援 「社会通念上本制度を適用することが適当でない外出は除く。」という表現。 社会通念は固定されていてこれからも変わらないのか。	委員	固定されているものではないと考えます。

第5章 その他の事項（P144～P146）

第6章 計画の推進（P147～P151）

ページ	内容	提案者	市の考え方
P148	第6章 計画の推進 1（1）長野市障害ふくしネット（協議会）2（2）の（協議会）は、「自立支援協議会」ではないのか。	委員	障害者自立支援法においては、「自立支援協議会」とされていましたが、総合支援法においては、「協議会」と規定されていますので、「協議会」と表記します。

その他

ページ	内容	提案者	市の考え方
関連箇所	相談支援体制については、記載が困難なのは？	委員	基幹相談支援センター等について、状況が変化していますので、現状に合わせて記載を変更します。
全体	一の位、全角・半角 民生委員児童委員の表記が違っている箇所がある。	委員	表記を修正します。
全体	全体に年度の表記を見直して（年度の年が抜けている）統一を	委員	修正します。